

## 永平寺町普通財産売却実施要領

永平寺町では、町有地を一般競争入札で売却します。入札参加に必要な要件は、下記のとおりです。

### 1 売却物件

| 物件の所在         | 地目 | 地積(㎡)    | 予定価格<br>(最低売却価格)                                    | 用途地域 |
|---------------|----|----------|-----------------------------------------------------|------|
| 永平寺町東古市8字16番2 | 宅地 | 1,574.50 | 16,062,000 円<br>(土地 10,848,000 円<br>建物 5,214,000 円) | 無指定  |

### 2 申込み資格

次の各号のいずれかに該当する人は申込みできません。

- ① 税に未納がある人
- ② 契約を締結する能力を有しない人
- ③ 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ていない人
- ④ 永平寺町暴力団排除条例第2条に規定する暴力団及び暴力団員による不正な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者に該当する者

### 3 買受人の決定

有効な入札を行った者のうち、入札書に記入された金額が本町の定めた予定価格以上で、かつ、最高の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 前項に該当する者が2人以上あるときは当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

### 4 入札参加申込み期間及び受付場所

受付開始 令和8年7月21日（火）から令和8年8月21日（金）まで  
午前8時30分から午後5時まで  
（土・日曜日、祝日を除く）

受付場所 永平寺町松岡春日1丁目4番地  
永平寺町役場 2階 総務課窓口

### 5 入札参加申込み方法

- ① 所定の町有地売却申込書に必要事項を記入し、添付書類を添えて総務課に提出してください。
- ② 郵送による受付は認めません。申込書の提出は持参のみとします。
- ③ 入札保証金（入札金額の100分の5以上）は免除します。

## 6 入札書の受付

- ① 郵便入札にて執行するため、入札は郵送又は持参の入札書のみ受け付ける。
- ② 郵送の場合は、簡易書留郵便で郵送してください。

受付日時 令和8年8月31日（月）から令和8年9月4日（金）17時15分まで  
送付先 〒910-1192  
永平寺町松岡春日1-4  
永平寺町役場 契約管財課 宛て

## 7 開札の日時

日 時 令和8年9月7日（月） 午前10時

## 8 注意事項

- ① 物件は現状有姿にて引き渡すものとします。
- ② 現地での説明は実施しませんので、物件を確認のうえ応募してください。
- ③ 入札金額は、算用数字を用いて表示し、最初の文字の前に「¥」を付けるものとします。  
なお、建物付土地については、消費税及び地方消費税相当額を含まない金額を記入するものとします。
- ④ 建物付土地の予定価格は消費税及び地方消費税相当額を含まない価格とし、落札金額の土地価格と建物価格の内訳は、予定価格の土地価格と建物価格の比率により算出することとします。

### （例）予定価格

総額 16,062,000 円(税抜)

土地 10,848,000 円(税抜)・・・予定価格比率 0.675

建物 5,214,000 円(税抜)・・・予定価格比率 0.325

### 入札金額

総額 16,500,000 円(税抜)

土地 16,500,000 円×0.675=11,137,500 円(非課税)

建物 16,500,000 円－11,137,500 円=5,362,500 円

5,362,500 円×1.1(消費税 10%)=5,898,750 円

(うち消費税及び地方消費税の額 536,250 円)

### 契約金額

土地 11,137,500 円+5,898,750 円=17,036,250 円

総額 17,036,250 円(うち消費税及び地方消費税の額 536,250 円)

## 9 契約の条件等

- ① 落札者は、落札決定通知を受けたの翌日から起算して5日以内(土日祝日除く)に売買契約を締結するものとし、期限までに契約を締結しない場合、資格を取消します。
  - ② 契約の締結は、永平寺町役場契約管財課(2階)にて行います。
  - ③ 買受人は契約締結の際、永平寺町発行の納付書により、契約保証金として売買代金の100分の10以上(1,000円未満切上げ)に相当する金額を納付するものとし、契約締結後60日以内に売買代金の全額を納付するものとします。その際、契約保証金は売買代金の一部に充当します。ただし、期限内に売買代金を納入できない場合は、契約を解除し、契約保証金は永平寺町に帰属します。
- 2 前項の期限内に納入できない場合で、特別の理由がある場合にはその期間の延滞料を支払うことにより延長する事ができるものとします。
- ④ 買受人は、土地の引渡しを受けた日から5年以内に転売することを禁じます。ただし、宅地分譲する場合は、この限りではない。

## 10 所有権の移転

- ① 売買代金が完納されたときに所有権が移転し、当該物件を引き渡すものとします。
- ② 所有権移転登記の嘱託は永平寺町が行います。
- ③ 所有権の移転登記に要する登録免許税及びその他契約にかかる費用は、全て買受人の負担とします。

問い合わせ先

福井県吉田郡永平寺町松岡春日1丁目4番地

永平寺町役場契約管財課

電話番号 0776-61-3924(直通)